

## 令和7年度茨城県産ほしいもプロモーション展開事業業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和7年度茨城県産ほしいもプロモーション展開事業業務委託

### 2 業務実施主体（委託者）

茨城県

### 3 委託期間

契約日（令和7年4月1日予定） から 令和8年3月31日

### 4 業務の目的

本県の特産品であるほしいもは、これまで天日干しに適した冬場を中心に生産、販売されていたが、機械乾燥技術の導入、冷凍保存技術の向上などにより、近年は、年間を通して流通されている。

また、スーパーやコンビニ、ドラッグストアなどでも気軽に購入できるようになり、消費者の健康志向と相まって、若い女性を中心に、ほしいも需要が高まっている。

一方、本県産のほしいもは、全国の産出額の90%以上を占め、圧倒的なシェアを誇るものの、県外の新たな消費者には、「ほしいも＝茨城」というイメージが浸透していない状況である。

そこで、「美味しいほしいもといえば茨城」というイメージを消費者に定着させるため、茨城県産ほしいもについて、ブランド価値を高めるとともに、メディアにも注目されるインパクトのあるプロモーションを展開する。

### 5 委託業務の内容

4に定める業務の目的の達成のために、公告説明書に記載の事業費（見積限度額）の範囲内で、効果を最大化する効率的かつ効果的なプロモーションを実施する。

なお、業務にあたっては、受託者は委託者と協議を行ったうえで、具体的な実施方法を決定することとする。

詳細は以下6で提案を求める。

### 6 提案すべき内容

ほしいもを取り巻く現状・課題等を分析の上で、情報感度が高くSNSなどでの発信力がある20～40代をターゲットとし、以下の（1）～（6）の条件に基づき各取組項目の内容、媒体、実施時期、回数等を、その根拠と併せて提案すること。

(1) 「ほしいもの日（1月10日）」を核とした集中プロモーション

- ・令和8年1月8日～10日の期間内に、県内において、日本一美味しいほしいものを決定する「全国ほしいものグランプリ2026」を開催すること。
- ・令和8年1月10日を含む期間に、都内において、本県産ほしいものPR及び「ほしいもの日」の定着に資するキャンペーンを企画・運営すること。
- ・グランプリの開催に当たっては、県内・県外から多くの事業者の参加が見込める内容とすること。
- ・グランプリ、キャンペーンの開催に当たっては、首都圏キー局の情報系・ニュース系番組での放映などメディアへの露出が期待できるような内容とするとともに、事前にプレスリリースを行うこと。

(2) ほしいものPRイベントへの出展又は開催

- ・「美味しいほしいものと言えば茨城県」のイメージ定着を図るため、首都圏で開催される集客力があり波及効果が期待できるイベントに出展又はイベントを開催し、本県産ほしいものをPRすること。
- ・イベント出展又は開催は、複数回とし、年間を通じてメディアに話題提供できるように、日程を考慮すること。

(3) ほしいものPR資材の製作

- ・(2)におけるPRをより効果的なものとするために、消費者に本県産ほしいもの魅力を発信できる資材（ポスター、冊子等）を製作すること。

(4) その他の企画

- ・上記の取組項目のほかに、当プロモーションの話題化や本県産ほしいもの魅力の発信に寄与する効果的な企画について提案し、委託者と協議の上、実施すること。  
（例：首都圏キー局の情報系・ニュース系番組での放映、特設WEBサイトの制作・運営等）
- ・なお、当該提案の実施に伴う委託料の額の追加は認めない。

(5) 効果測定

- ・本業務実施にあたっては、WEBアンケートや各種調査等を活用し、当プロモーションの効果測定を行うこと。
- ・また、本業務がメディア露出した成果（タイアップを除く）を広告換算額として算出（クリッピング作業を含む）し、都度、委託者に報告すること。
- ・なお、効果測定のための具体的な指標及びその目標値について、根拠と併せて提案すること。

(6) その他

- ・プロモーションには、R5年度に決定したキャッチコピー及びロゴを使用するとともに、茨城県ほしいものアンバサダーを積極的に活用すること。
- ・提案については、著名人の起用の有無に関わらず確実に履行できる内容とすること。
- ・受託者が著名人と契約するにあたっては、本事業の履行期間中、県のイメージを毀損するような行動がないことを担保するため、覚書等を結ぶこと。なお、受託者と所属

事務所が同一にあってはその限りではない。

- ・また、食品に関する競合排除は考慮しなくて構わないが、他自治体のほしいも及びかんしょ関連の競合については考慮すること。
- ・製作物の製造などにおいては、可能な限り茨城県内事業者と協力しながら行うよう配慮すること。

## 7 実績報告

- ・受託者は委託業務終了後、委託業務実績報告書、効果を記載した書面及びそのデータを記録したCD-Rを添えて委託者に提出すること。

【提出期限】令和8年3月31日

【提出先】〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県農林水産部産地振興課 露地野菜G

## 8 打ち合わせ

- (1) 本業務の実施に際しては、委託者及び関係者からの意見・要望等を聴取し、委託者と協議の上、業務成果へ誠実に反映させること。
- (2) 受託者は月1回を目途に打ち合わせを行い、その都度打合せ記録を作成し、委託者に提出すること。
- (3) 打合せに要する経費は、本業務に含むものとする。

## 9 秘密保持

- ・本委託業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、「茨城県個人情報保護条例」を準用するとともに、個人情報保護に関する法令を遵守すること。

## 10 製作・納入物件の権利の帰属

- (1) 本業務から発生した物件、成果品の所有権、著作権及びその他の権利は、全て委託者に帰属するものとする。
- (2) 業務の成果品に、受託者が従来から保有する知的財産権が含まれていた場合は、権利は受託者に保留されるが、委託者及び委託者が指定した機関等は、業務の成果品を利用するために必要な範囲内において、これを無償で利用できるものとする。
- (3) 受託者は、第三者から業務の成果品に関し権利侵害に関する訴えが生じた場合は、受託者の責めにおいて解決するものとする。

## 11 その他

- (1) 受託者は、すべての工程にわたり、適宜、委託者、関係事業者等と連携を図り、情報共有しながら業務の運営にあたること。
- (2) 受託者は、履行期限内に円滑に業務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、計画的な業務推進のため、契約後速やかに工程表（様式任意）を作成し、委託者の確認を

受けること。

- (3) 受託者は、(2) で作成した工程表と、実際の業務の進捗に齟齬が生じる場合は、委託者へ都度の報告・連絡・相談を行うこととし、十分に確認を行った上で調整を図ること。
- (4) 受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、委託者に有用な提案を積極的に行うこと。
- (5) 本委託業務の契約に関する費用（印紙代を含む。）は、受託者の負担とすること。
- (6) この仕様書に定めるもののほか、業務実施にあたり疑義を生じた場合は、委託者と受託者双方の協議により業務を進めるものとする。

### 【参考】

ほしいもプローションキャッチコピー：「ほしいもの世界は広い。」

ロゴマーク：

